

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ設置要領（案）

令和5年3月24日
中央防災会議
防災対策実行会議決定

（設置）

第1 中央防災会議における「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定。以下「基本計画」という。）の策定から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、防災対策実行会議の下に、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（委員）

第2 ワーキンググループの委員は、別紙のとおりとする。

（主査）

第3 ワーキンググループに、主査を置き、委員の互選により選任する。

2 主査は、議長としてワーキンググループの議事を総括する。

（事務局）

第4 ワーキンググループの事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第5 ワーキンググループは、主査又は第8に規定する主査の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、ワーキンググループを開くことはできない。

2 主査は、ワーキンググループの議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、ワーキンググループを開くことができる。

3 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第6 事務局は、ワーキンググループの終了後、速やかに議事要旨を作成し、こ

れを公表する。

(議事録)

第7 事務局は、ワーキンググループの議事録を作成し、委員に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(主査代理)

第8 主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する委員が、その職務を代理する。

(防災対策実行会議への報告)

第9 主査は、ワーキンググループが検討を終了したとき、又は検討途中において報告を行う必要を認めたときは、当該検討に係る内容を防災対策実行会議に報告するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキンググループに諮って定める。

**中央防災会議「防災対策実行会議」
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
委員名簿**

磯打 千雅子	香川大学 特命准教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授
今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 所長・教授
入江 さやか	松本大学地域防災科学研究所 教授
奥村 与志弘	関西大学社会安全学部 教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環 特任教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
越塚 登	東京大学大学院情報学環長 教授
小室 広佐子	東京国際大学副学長兼言語コミュニケーション学部長・教授
小山 真紀	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
末松 則子	三重県鈴鹿市長
関谷 直也	東京大学大学院情報学環 准教授
田嶋 勝正	和歌山県串本町長
根本 恵司	(一社)中部経済連合会 常務
濱田 省司	南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 10 県知事会 代表世話人(高知県知事)
平田 直	東京大学 名誉教授
廣井 慧	京都大学防災研究所 准教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
渡邊 廣之	イオン株式会社 執行役副社長

計 20 名 (敬称略)